

「第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）」「第3期特定健康診査等実施計画」（案）策定について

平成25年6月「日本再興戦略（閣議決定）」において「国民の健康寿命の延伸」の実現に向けた「健康・医療戦略」が策定され、さらに、平成26年3月には「国民健康保険法に基づく保健事業の実施に関する指針」の一部が改正となり保険者による「健康・予防管理の推進」が強化されました。すべての健康保険組合に対して、健診・レセプト情報等を活用した「データヘルス計画」の作成とデータ分析による保健事業の推進をはかることとされ、当市においても平成26年度に「千曲市保健事業実施計画（データヘルス計画）」を策定し、第2期特定健康診査等実施計画を両輪にして保健事業を推進してきました。

平成27年5月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するため国民健康保険法等の一部を改正する法律」により国民健康保険については都道府県が財政運営の責任主体となり財政運営を県単位化することになりましたが、市は、これまでどおり保健事業などの実施により医療費適正化を推進していきます。

また、このような背景を踏まえ、「保健事業実施計画（データヘルス計画）」の改正にあたり保健事業を総合的に企画し、より効果的かつ効率的に実施することができるよう計画書に「特定健康診査等実施計画」を章立てし、両計画を一体的に策定しました。

1 保健事業推進の目的

住民の健康の保持増進（健康寿命の延伸）、医療費抑制による社会保障費の安定（医療費適正化）を図るため生活習慣病対策として「心・脳・腎疾患等の発症予防と重症化予防」を目標に保健事業を推進していきます。そのため、市（保険者）は、個人の特性に応じたきめ細かな保健指導により、住民（被保険者）の自主的な健康の保持増進及び生活習慣病発症予防の取り組みを支援していきます。

2 計画策定の趣旨・内容

① 市（保険者）は、健康・医療（レセプト）・介護情報等の活用してデータを分析し、計画を策定し保健事業の実施、評価及び見直しを行います。

なお、計画の期間は、平成35年度までとします。

また、本計画は「保健事業の実施等に関する指針の一部改正」（平成28年6月厚生労働省告示）に基づき「保健事業の実施計画（データヘルス計画）策定の手引き」「データヘルス計画チェックリスト」（平成29年9月厚生労働省保険局通知）に準じて策定します。

② 「データ分析」につきましては、前計画同様「国保データベース（KDB）システム」を活用します。

また、本システムの活用により、健診・医療・介護のデータが突合できるため、地域の現状や健康課題が明確となり、予防する対象者や疾患を特定し、保健事業の実施が円滑に進めることができます。

3 策定に当たってのスケジュール等

①千曲市国民健康保険運営協議会において審議いただきます。

②長野県や長野県国民健康保険連合会にて助言をいただきます。

③計画策定後は、市民にその内容を公表します。